

「妊娠・出産」「育児休業」について

○「妊娠・出産」の認定期間について

・保育認定で認定事由が「妊娠・出産」の場合、施設の利用期間は産前2か月、出産予定月1か月、産後3か月の計6か月間となります。

↓6/15出産予定の場合、上のお子さんは4月から入園できます。

	出産予定日	認定期間
例	6月15日	4月1日～9月30日

○「育児休業」から「就労」への変更について

・「復職(予定)年月日」が記載された就労証明書が必要です。勤務先に確認の上、ご提出ください。

・生まれたお子さんの認定期間は、慣らし保育の観点から、「復帰月(復帰する日が属する月)の前々月の1日」が就労認定の始期(入園可能日)となります。

	就労復帰予定日	入園可能日
例1	6月15日	4月1日
例2	7月20日	5月1日
例3	12月5日	10月1日

○就労から妊娠・出産、育児休業を経て就労に戻る流れの一例

【例】

出産予定日	令和8年3月7日
産前産後休暇	令和8年1月25日から令和8年5月2日まで
育児休業	令和8年5月3日から令和8年3月6日まで



この場合、認定期間や提出書類は下のようになります。

認定期間	認定事由	提出書類
令和8年1月31日まで	就労	「認定申請書(現況届)」・「就労証明書」
令和8年2月1日から令和8年5月31日まで	妊娠・出産 (標準時間)	「変更申請書」・「母子手帳の写し」・「申立書」 「就労証明書」・「利用継続申立書」
令和8年6月1日から令和9年3月31日まで	育児休業 (短時間)	基本的には変更申請が必要ですが、「就労」から「妊娠・出産」へ変更した際に提出された「就労証明書」で育児休業の期間が証明できる場合には、「変更申請書」の書類提出を省略することができます。
令和9年4月1日から	就労	「変更申請書」・「就労証明書」 (「復帰日」及び「復帰後の就労条件」が記載されているもの)

○里帰り出産について

市内居住の方が、里帰り出産で安中市以外の施設を一時的に利用したい場合、

・通常の入園(施設型給付費の対象)で利用する場合、市内の園は退園していただき、市外の園の利用手続きをしていただく必要があります。

※認定や給付費の負担に関して、帰省先の市町村との重複を避けるためです。

・通常の入園ではなく、一時預かりで利用する場合は、市内の園の退園は必要ありません(ただし、無償化の対象にはなりません)。